

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献するJAとなるため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 5月 1日 ～ 令和 5年 4月 30日 (3年間)

2. 行動計画内容

(1) 次世代育成支援対策

目標1： 中・高校生の職場体験学習を今後も継続して実施する。

<対策>

令和 2年 5月 ～

- 行政機関、学校との学習内容、スケジュールの調整
- 受入れ部署の調整
- 学習内容の検討、充実を図る

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2： 年次有給休暇の年間10日以上を取得取組みを継続する。

<対策>

令和 2年 5月 ～

- 年次有給休暇取得計画表による取得の管理
- 取得促進を促す呼びかけ